

認定長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先) 太田市長

納税義務者 住所																
フリガナ 氏名 (名称)																
個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> </table>															

太田市市税条例附則第10条の3第2項の規定により下記のとおり申告します。

申 告 事 項	
家屋所在地	太田市
家屋番号	
種類 (用途)	
構造	造 階建
床面積	m ²
建築年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日
居住の用に供した年月日	年 月 日
備考	

※注意事項

1. この申告書には、裏面に記載の書類を添付してください。
2. 申告書の提出が、新築した年の翌年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

認定長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書 説明事項

1. 減額の対象となる住宅の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から令和8年3月31日までの間に新築された、同法に規定する認定長期優良住宅であること。
- (2) 居住部分が家屋の床面積の2分の1以上であること。（併用住宅の場合）
- (3) 住宅の床面積が50㎡以上（アパートなどの貸家住宅は一区画につき40㎡以上）280㎡以下であること。
- (4) 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類を添付して、翌年の1月31日までに申告すること。

※ マンション等の区分所有家屋の床面積は、「専用部分+持分で按分した共用部分（廊下など）の床面積」で判定します。賃貸マンションなどについても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

2. 減額内容

- (1) 減額される範囲
1戸当たり120㎡分までを限度とする固定資産税額の2分の1に相当する額が減額されます。（併用住宅の場合は、住宅部分のみ減額の対象となる。）
- (2) 減額される期間
 - ① 一般の住宅 新築から5年度分
 - ② 3階建以上の耐火住宅等 新築から7年度分※ 現行の新築住宅の減額と同時に受けることはできません。

3. 申告の手続き

新築した年の翌年の1月31日までに必要書類を添えて申告してください。

○ 提出書類

- ① 申告書（認定長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書）
- ② 長期優良住宅の認定通知書等の写し
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に規定する、認定通知書、地位の承継承認通知書又は変更認定通知書のいずれかの通知書の写し）

太田市役所総務部資産税課家屋係
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL: 0276-47-1819 (直通)
FAX: 0276-47-1870